

誰もが、誰かの、
たからもの。

島根県教育大綱

令和7年3月

島 根 県

誰もが、誰かの、 たからもの。

どんなに時代が変わっても、受け継いでいきたい
それは、人のつながり、あたたかさ

さりげないけど、ほっとかない
互いの顔が見える、人間味あふれる関わりが心地いい

今を見つめ、未来に想いをはせる
そんな心を、ときに優しくつつみ、ときにそっと背中を押す

大切に育んできた“つながる力”は、
自分のサイズで、一生懸命生きる人を応援してくれる
未来への原動力

人が人のたからもの
誰もが誰かの応援団

いいけん、
島根県



目 次

I	大綱の位置付け	1
II	計画期間	1
III	基本理念	1
IV	基本方針	2
	1 個性を活かし学ぶ力を伸ばす教育	2
	2 一人ひとりを尊重し共に歩む教育	3
	3 ふるさと島根から未来を創る教育	3
	4 学ぶことの楽しさが生涯続く教育	4

I 大綱の位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項*の規定に基づき、島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

II 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

III 基本理念

グローバル化やデジタル化の進展等、社会が急速に変化していく中で、日本や世界を見渡す広い視野と島根への愛着と誇りを持ち、世界や日本と自分との関係や生まれ育った地域と自分との関係を意識しながら、夢や希望の実現に向かって意欲的に進むとともに、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を育むことが大切です。

島根には人と人とのつながりやあたたかさがあります。人を思いやり、人を大切にすることにより生まれる絆は、地域を支え、未来の島根を創る力にもつながります。

次世代を担う人材を育成するうえで、教育の果たす役割は非常に大きく、豊かな自然、歴史・文化、あたたかい地域社会などの優れた環境も活かして、学校・家庭・地域・企業等が連携・協働し、ふるさと教育などの島根らしい魅力ある教育に取り組む必要があります。

自分たちが生まれ育った地域について子どもの頃から学び、島根の良さや魅力を知り、島根の未来を考え、将来の自分の役割に思いを馳せることは、社会人として自立していく上でも重要です。県内のみならず、海外を含む県外のどこに住んでいても、島根で育ち学んだ自信を胸に、夢や希望を実現できる人、島根をはじめ地域の未来を支える人となるよう取り組んでいきます。

こうした考えのもと、知事部局と教育委員会が島根創生も見据えた教育の振興と人材の育成に関し意志の疎通を図り、それぞれの役割と責任に応じ施策に取り組んでいきます。

IV 基本方針

1 個性を活かし学ぶ力を伸ばす教育

(1) 発達の段階に応じた学力の育成

① 基礎学力の定着

学習のつまづきを把握し、学びの段階に応じて必要とされる知識・技能の習得を確認しながら、子どもたちへの学習支援や授業改善を行い、小学校段階における基礎学力の定着を図ります。

② 学びに向かう力を高める教育の推進

本物に触れる体験等から学ぶ楽しさを知り、学びへの興味・関心の高まりが確かな学力につながるよう、学校種を超えた連携を図りながら学びに向かう力を育てます。

(2) 望ましい生活習慣の定着

子どもたちが主体的に学んだり、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるよう、学校と家庭が連携しながら望ましい生活習慣の定着を図ります。

(3) 幼小連携・接続の推進

幼児教育において育まれた自立心や豊かな感性等が小学校での学びにつながるよう、幼児教育施設・小学校・地域・保護者が一体となって、円滑な幼小連携・接続を推進します。

(4) 学びを支える教育環境の整備

児童生徒の学びを支え、安心して学校生活を送ることができるよう、教育的環境の形成と安全確保に努めます。

2 一人ひとりを尊重し共に歩む教育

(1) 人権の尊重

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、偏見や差別のない住みよい社会をつくりまします。

(2) 教育上の配慮が必要な子どもの自立と社会参加の支援

障がいのある子ども、経済的に困難な環境におかれている子ども、不登校の子どもなど、教育上の配慮が必要な子どもたちが、適切な支援を受けて、その能力を最大限に伸ばし、住みたい地域で自立した生活を営むことができる社会をつくりまします。

(3) 国際交流と多文化共生の推進

グローバル化の進む社会で活動する人材を育てるとともに、日本語教育の提供などにより外国人住民との相互理解を深め、多文化が共生する地域をつくりまします。

(4) 子育て支援の充実

次の世代が健やかに育っていくために、若い世代が安心して子育てできるよう、子どもの育ちや子育てを社会全体で支える地域づくりを進めます。

3 ふるさと島根から未来を創る教育

(1) 学校と地域の協働による人づくり

ふるさと教育や、地域課題解決型学習を含む探究的な学びなどを通して、学校・家庭・地域が一体となって、島根の子どもたち一人ひとりに、地域に愛着と誇りを持ち、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育みます。

(2) 高等教育の推進

県内高等教育機関、県内高等学校、県内企業などと連携し、地域に密着した研究・教育の充実を図り、地域社会に貢献する優れた人材を輩出します。

(3) 地域を担う人づくり

人づくりの拠点となる公民館や県内の高等教育機関等と連携し、地域振興や地域課題の解決など地域づくりに主体的に参画する人づくりを推進します。

(4) 青少年の健全な育成

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身共に健やかに成長できる社会をつくりまします。

4 学ぶことの楽しさが生涯続く教育

(1) 社会教育の推進

公民館やNPO団体等、社会教育を推進する関係者と連携して、県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その成果を社会生活で活かすことができる社会をつくります。

(2) 地域で活躍する人づくり

県民が、スポーツ・文化芸術活動・健康づくり活動や、NPO、ボランティアなどの社会貢献活動に参加しやすい環境づくりを通して、地域で活躍する人づくりを推進します。

(3) 文化芸術の振興

広く県民が文化・芸術を鑑賞し、参加し、創造しながら、いきいきと心豊かに暮らせる地域をつくります。

(4) 文化財の保存・継承と活用

全国に誇る島根固有の歴史・文化についての調査研究、保存・継承を進め、その魅力を県内外に積極的に発信し、歴史・文化を通じた人々の交流を促します。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第1条の3第1項 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。